

津市水道料金等減免取扱要綱

平成 27 年 7 月 1 日

改正 令和 2 年 3 月 31 日

改正 令和 6 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号。以下「条例」という。）第 33 条、津市工業用水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 312 号）第 28 条、津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）第 34 条、津市営浄化槽条例（平成 26 年津市条例第 37 号）第 18 条及び津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成 28 年津市条例第 42 号）第 17 条の規定に基づき、水道料金及び工業用水道料金（以下「料金」という。）並びに下水道使用料、市営浄化槽使用料及び共同污水处理施設使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(漏水による減免)

第 2 条 漏水による料金の減免は、給水装置の使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が善良なる管理をしたにもかかわらず、メーター器から下流側で生じた不可抗力による給水装置における漏水であって、発見後、適切な処置がされていると津市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものについて行うものとする。

2 本市の管理する水道水を使用している者の使用料の減免は、前項の減免の決定を受けたものを対象とする。ただし、水道水以外の水を排水設備へ流入している者であって、津市公共下水道条例施行規程（平成 27 年津市上下水道事業管理規程第 1 号）第 20 条、津市営浄化槽条例施行規程（令和 6 年津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 17 条及び津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例施行規程（令和 6 年津市上下水道事業管理規程第 8 号）第 11 条の規定に基づき排除汚水量を認定しているものについては、自己が設置した計測装置（以下「計測装置」という。）より下流側で生じた給水装置における漏水を減免の対象とする。

(漏水による減免の対象外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、漏水による料金の減免は行わないものとする。

- (1) 津市水道事業指定給水装置工事事業者以外の者が給水装置を修理した場合
- (2) 水洗便所、給湯器、湯沸器、温水器、水冷式冷蔵庫、クーラー、製氷機、クーリングタワー、太陽熱温水器、ボイラー等の給水用具本体の損傷又は故障により漏水した場合
- (3) 使用者等が同一の漏水箇所において、漏水を発見した日以前1年間に漏水による料金の減免の適用を受けている場合
- (4) 使用者等の故意又は過失により漏水した場合
- (5) 漏水の事実を知り、又は点検時に漏水を指摘された日から修理その他の処置を120日以上怠った場合
- (6) その他使用者等が善良な注意義務を怠ったと認められる場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、漏水による使用料の減免は行わないものとする。

- (1) 津市水道事業指定給水装置工事事業者又は専門的知識を有する者以外が給水装置を修理した場合
- (2) 給水用具本体の損傷又は故障により漏水した場合で、排水設備へ流入があったと認められるとき
- (3) 使用者等が同一の漏水箇所において、漏水を発見した日以前1年間に漏水による料金の減免の適用を受けている場合
- (4) 使用者等の故意又は過失により漏水した場合
- (5) 漏水の事実を知り、又は点検時に漏水を指摘された日から修理その他の処置を120日以上怠った場合
- (6) その他使用者等が善良な注意義務を怠り、排水設備に流入させた場合（メーター器等の異状による減免）

第4条 メーター器又は計測装置（以下「メーター器等」という。）の異状による料金及び使用料（以下「料金等」という。）の減免は、使用者等の故意又は過失によるメーター器等の機能を阻害する行為がなく、メーター器等の故障、異物混入その他の原因で使用者等が使用しなかったと推定される水量（以下「異常水量」という。）が認められる場合について行うものとする。（濁水等の放水による減免）

第5条 濁水等の放水による料金の減免は、管理者の指示による放水があった

場合又は使用者等の責めに帰することができない事由による放水があった場合について行うものとする。

（算定基礎水量の認定）

第6条 算定基礎水量は、漏水又は異常水量が認められた月において使用したと推定される水量とし、原則として前年同期の使用水量とする。ただし、前年同期の使用水量とすることが適当でないと管理者が認める場合は、前6箇月間（1箇月検針の場合は、前3箇月間）の平均水量又は漏水修理後若しくはメーター器等の異状改善後の使用実績水量を算定基礎水量とする。

（減免料金等の算出方法等）

第7条 第2条の規定による減免の料金等は、検針水量から算定基礎水量を減じた水量（以下「漏水量」という。）に別表の規定を適用して算出した減免控除率を乗じて得た水量（使用料の減免にあつては、算定基礎水量）に相当する料金とする。この場合において、漏水の倍率は、検針水量を算定基礎水量で除して得た数（その数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

2 漏水量が、1, 000立方メートル（1箇月検針の場合は、500立方メートル）以上の場合については、別表の規定にかかわらず、控除率は、50パーセントとする。

3 第4条の規定による減免の料金等は、管理者が認定した異常水量の全水量相当分の料金等とする。

4 第5条の規定による減免の料金等は、管理者が認定した放水量の全水量相当分の料金等とする。

（減免対象期間）

第8条 漏水による料金等の減免は、原則として1期分とする。ただし、修繕工事等が長期にわたる場合、漏水箇所の発見が困難な場合等管理者が特に必要と認める場合は、2期分までを対象とすることができる。

（申請書の提出）

第9条 漏水による料金の減免を受けようとする使用者等又はその委任を受けた代理人は、別に定める水道料金等減免申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、減免の対象となる期分の料金等の納入期限日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

（減免の特例）

第10条 給湯管その他の給水用具の下流側で給水用具本体から直結し、給水管から有圧のまま給水を行う水管における漏水の場合において、使用者が地下、床下、壁面内部等漏水の発見が困難であると認められるときは、料金等を減免することができる。

第11条 貯水槽のボールタップ、バルブ等の装置の故障又は貯水槽本体の発見困難な箇所の損傷による漏水の場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、料金等を減免することができる。この場合において、料金の減免の控除率は、40パーセントとする。

2 前項の規定により、料金等の減免を受けようとする使用者等は、当該装置の改善等について管理者の指示に応じるとともに、管理者に誓約書を提出しなければならない。

3 第1項の規定は、同一使用者等に対して、同一の漏水箇所につき、原則として1回の適用とする。ただし、漏水を修理した日の翌日から起算して5年を経過した日以後に、同一の漏水箇所において不可抗力による漏水が再度発生した場合は、この限りでない。

第12条 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受けている使用者等については、別表の規定にかかわらず、控除率は、80パーセントとする。この場合において、当該使用者等は、第9条第1項の規定による提出の際に、社会福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書を管理者に提出しなければならない。

第13条 条例第24条並びに第25条第1項及び第2項の規定の適用を受ける共同住宅等の漏水において、管理者が特に必要があると認めるときは、共同住宅等の各戸に設置されたメーター器から下流側の漏水について、料金等を減免することができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 改正後の津市水道料金減免取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受領された申請に係る減免について適用し、同日前に受領された申請に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条、第12条関係）

漏水による減免控除率表

[illegible]